

○財務省令第五十五号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、関税法施行規則及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十九日

財務大臣 安住 淳

関税法施行規則及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四の表中上欄「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第九条の三（見出しを含む。）及び第九条の四（見出しを含む。）中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則（平成十九年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号、第二条（見出しを含む。）、第三条（見出しを含む。）及び第四条中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

附 則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。